

容量市場 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款（案）に関する意見募集に寄せられたご意見および本機関回答

No.	対象文書	ご意見	回答
約款の変更について			
1	第1章 総則	長期脱炭素電源オークションへの応札者は本約款をベースに応札し、巨額の初期投資を行うことから、契約条件の予見性及び安定性は極めて重要です。第2条第1項に「本機関は、電気事業法その他の法令の改正や制度改定、趣旨の明確化等により本約款を変更する必要が生じた場合、本約款を変更することがあります。その場合、本契約の契約条件は変更後の本約款によるものとしま す。」とあるが、約款変更は真にやむを得ない場合に限定するとともに、既に締結された容量確保契約に対して容量提供事業者の経済性又は契約上の地位を不利に変更する内容を遡及適用しない旨を明確化していただきたい。	電気事業法その他の法令の改正等については、電気事業を営むすべての事業者に適用されるべきものであり、当該変更に伴い、容量市場の扱いが変更になることは避けられません。なお、遡及適用する場合は、過年度の契約電源への影響も検討した上で、判断いたします。
容量停止計画について			
2	第3章 権利及び義務	計画停止の定義についての質問です。第9条に次のように記載されています。 4.本機関は、次の各号に掲げる期間を計画停止の期間として扱います。 ①実需給の2年度前に提出された容量停止計画に記載された期間 ②実需給の前月末日までに提出された容量停止計画に記載された期間 ③上記②以降、前週火曜日17時までに提出された容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された期間 ④上記②が変更された場合で、本機関が合理的と判断した場合 ⑤容量停止計画に記載された期間のうち、需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止期間 ⑤の“容量停止計画”は、“前週火曜日17時以降に提出された容量停止計画”と理解すればよいでしょうか。 そういった特定の場合の容量停止計画を指している場合、そのような記載にさせていただけると助かります。	約款 第9条第4項⑤に定める容量停止計画は、前週火曜日17時以降に提出した容量停止計画に限りません。 需給バランス評価において平常時と判定された休日又は夜間における停止期間は全て計画停止として扱います。
3	第3章 権利及び義務	第9条1項の容量停止計画の対象①「電源等の維持・運営に必要な作業」に関して、注釈※1※2を除き、特段の制約は無い認識でよい か。例えば、発電所の事故発生に伴う復旧作業が必要となり、同9条4項②に基づき前月末日までに容量停止計画として事故発生 の翌月以降を停止期間として提出した場合は、当該復旧期間も計画停止期間と認められる理解となるのか。「電源等の維持・運営 に必要な作業」に関する特段の制約がない旨、追記いただきたい。もしくは何等か制約が生じる場合は注釈等で記載いただきた い。	容量停止計画の対象は、約款第9条第1項①②③に示すものであるため、その他に制約がないものを記載することはいた しません。 また、電源トラブルによる復旧までの出力停止又は抑制期間についても、同条第4項の各号を満たすものは、計画停止 の期間として扱います。
市場退出について			
4	第3章 権利及び義務	現在、発電事業者が事前審査および応札時に特定した上流・供給事業が、落札後に事業化に至らなくなった場合、市場退出および 市場退出ペナルティの対象となり得るものと理解しています。 また、その手当として、8か月間の配慮措置が設けられているものと理解しています。本制度が、事前審査時点において、十分な成 熟度、実現可能性および供給確実性を備えた上流・供給事業の確保を発電事業者に求める趣旨であることは十分に理解していま す。発電事業者は、単に供給候補を特定するだけでなく、上流事業の蓋然性・技術性・経済性等の充足について適切なデューデ リジェンスを行い、供給契約その他の契約上の措置を通じて、供給確実性を可能な限り高めるべきものと考えます。 一方、こうした対応を十分に講じた場合であっても、国際的な水素・アンモニアサプライチェーンは形成途上にあり、落札後に、 上流事業の共同株主による投資方針の変更、プロジェクトファイナンスの不成立、重要な許認可の不取得、EPC事業者の履行不 能、輸出入規制の変更その他、発電事業者が合理的に予見または単独で管理することが困難な事由により、当初特定した上流・供 給事業が事業化に至らなくなる可能性があります。発電事業者が当該上流事業の一定持分を保有している場合においても、一般の 共同事業（JV）管理において、上流事業に関する全ての意思決定を単独で支配できるとは限りません。このような場合に直ちに市 場退出を求めることは、必ずしも低炭素水素等の供給確実性を高めることにはならないと考えます。むしろ、当初案件と同等以上 の成熟度および供給条件を有する代替上流案件を確保し、発電事業を継続する方が、脱炭素電源の確保および長期的な燃料供給の 安定性という制度目的に資する場合があります。 このため、当初特定した上流・供給事業が、発電事業者による合理的なデューデリジェンスおよびリスク低減措置にもかかわらず 事業化に至らなくなった場合には、国による再審査および事前承認を条件として、配慮措置期間以降についても、当初案件と同等 以上の条件を満たす代替上流・供給事業への変更を認める対応をご検討いただきたいと考えます。	当面の間、水素・アンモニア事業の黎明期が続くことから、計画当初においては、原則、供給側を1つに固定する（計 画において、特定の水素等製造拠点からの供給する）ことを前提としていますが、世界で複数の上流案件が立ち上 がっている状況下で、当初計画の案件と同様の政策意義を満たしつつ、価格等の条件がよい案件が現れた際等は、上 流案件の変更を審査の上、認め得ると考えています。また、CCSの貯留地に関しても、同様の変更を審査の上、認め る可能性があります。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
制度適用期間前のリクワイアメント・アセスメント・ペナルティについて			
5	第3章 権利及び義務	“電源種ごとの供給力提供開始期限”の表において、蓄電池の供給力提供開始期限が“4年後の日が属する年度の末日”とされていますが、一般送配電事業者による連系工事の工期延長や特別高圧受変電設備の長納期が常態化していることも鑑み、5年以上の期間に見直ししていただくようお願いします。 4年という数字は過去の制度設計の資料によれば事業者へのヒアリング等により見積もられたもののようですが、当時は大規模な蓄電所の実績はほとんどなかったこと及び本オークション自体が蓄電所案件の規模を増大させるように制度変更されている（30MW以上への限定、6時間以上への限定）ことを鑑みても、供給力提供開始期限を4年のまま据え置くことは合理的ではないと考えます。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
6	第3章 権利及び義務	【意見】 革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、供給力開始期限の見直し検討 導入リードタイムの長い革新軽水炉の建て替えでは、応札時から運転開始までの間に種々の事情変更が発生する蓋然性が高いことから、供給力提供開始期限の5年前までの申告を条件に、同期限の合理的な範囲での延長の検討をお願いしたい。 【理由】 ・導入リードタイムの長い電源の原子力では入札段階で決定した運転開始時期には不確実性があるこのため建設準備ならびに建設工事を計画的かつ安全に進めるため、帰責性にかかわらず当初の運転開始の5年前までに事業者が申請することにより、運転開始期限を超えて運転開始が遅延しても、ペナルティの対象とせず、見直しができることが望ましいと考える。 ・今般の制度見直しにおいて、LNG専焼火力の供給力提供開始期限が、プラントメーカーのリソース逼迫といった実態を踏まえて延長されたことについては、適切な措置であると受け止めている。原子力のような極めて導入リードタイムが長い電源においては、長期間にわたるサプライチェーンの制約や外部環境の変化等、予見困難な事情変更が発生するリスクが高い。火力発電において実態に即した期限の見直しが行われたことと同様に、長リードタイム電源についても将来の不確実性に柔軟に対応できるよう、合理的な範囲での期限延長の仕組みについて、今後の制度検討の課題としていただきたい。 ・また、原子力発電の新規建設には、サプライチェーンの維持・強化ならびにそれを支える人材確保と育成が必須である。厳しいペナルティの回避を理由に事業の意思決定が遅れた場合には、サプライチェーンや人材などにネガティブな影響が産業大に及ぶ恐れがあるため、早期に民間事業者が投資意思決定しやすい制度となるよう、今後の検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
7	第3章 権利及び義務	“第18条 対象実需給年度前のペナルティ”において、“なお、容量停止計画の調整以降に、容量提供事業者の事由による停止期間の追加、・・・”とありますが（案の15ページ末尾）、ここでいう“調整以降に、・・・追加、・・・”は、対象実需給年度前だけでなく、対象実需給年度中の停止期間の追加等も含むでしょうか。	対象実需給年度前に実施する容量停止計画の調整以降、対象実需給年度の前年度までに、約款第16条①(1)及び②(1)に該当する停止期間を容量提供事業者の事由により追加・変更する場合は該当します。 そのため、対象実需給年度中の追加・変更されたものについては、約款第18条のペナルティの対象外となりますが、容量停止計画の調整以降に追加・変更となることが判明次第、速やかに変更後の容量停止計画を提出する必要があります。

No.	対象文書	ご意見	回答
8	第3章 権利及び義務	第21条①（2）の経済的ペナルティの式において、分子にリクワイアメント未達量、分母に契約容量があります。 リクワイアメント未達量には調整係数がかかっておらず、契約容量には調整係数がかかっているため、全体としては調整係数に反比例するペナルティになっていると理解しています。 式の見た目からすぐに読み取れない要素であり、念のためこの理解で合っているか確認させていただけると有難く思います（（3）についても同様）。 また、もしこの理解で合っている場合、分母の契約容量をアセスメント対象容量と置き換えるべきではないかと考えます。（調整係数が小さい（期待される容量が小さく容量市場への影響が小さい）電源ほど大きなペナルティを受けるのは不合理であるため） なお、本オークションの容量確保契約金額と異なり、メインオークションでは分子の容量確保契約金額に調整係数が入っているため、相殺されて調整係数は計算結果に影響しないと考えています。 また、供給力提供開始時期のペナルティが調整係数に比例することは、期待される容量の規模に応じたペナルティになることから、違和感はありません。	約款第21条第1項①(2)(3)のペナルティレートは、対象実需給年度の契約容量とZを対象に各リクワイアメントが全量未達であった場合に、容量確保契約金額が全額没収となる考え方に基づき設定されていることから、契約容量を用いた算定式となっております。 なお、ペナルティレートの算定式における容量確保契約金額は契約容量と契約単価を乗じたものであり、分母分子で契約容量は相殺されるため、調整係数は経済的ペナルティの算定結果に影響しません。
9	第3章 権利及び義務	第21条 対象実需給年度のペナルティ①電源等の区分が安定電源の場合(2)発電余力の卸電力取引所等への入札、ならびに(3)電気の供給指示への対応に関しての意見です。経済的ペナルティはリクワイアメント未達量×ペナルティレートで計算されるようになっており、ペナルティレートの分母は契約容量となっておりますが、リクワイアメント未達量はアセスメント対象容量をベースに計算されるものと理解しています。蓄電池・揚水については、アセスメント対象容量は各月の管理容量となるため、調整係数を乗じる前の数値となっております。一方で、契約容量は調整係数を乗じた後の数字となっております。結果として、分母と分子でベースとする容量が異なっており、分子の方が大きくなっているため、過剰にペナルティが計算されるのではないのでしょうか。分母は契約容量ではなく、アセスメント対象容量とすべきではないのでしょうか。もしくは、蓄電池・揚水のアセスメント対象容量については、調整係数を考慮したあとの容量とすべきではないのでしょうか。	
10	第3章 権利及び義務	変電源等の区分が変動電源の場合、第9条第1項に基づく容量停止計画は、自然影響により電源等の出力が停止又は出力低下する場合、容量停止計画の提出は不要と記載されている。これは、第20条で記載されているのアセスメントの対象外であり、[第21条>②電源等の区分が変動電源の場合>(1)供給力の維持]で規定されている年間停止コマ相当数へはカウントしないという理解でよいか。	ご理解のとおりです。供給力の維持リクワイアメントにおいて、自然影響である日没、無風、渇水等により、契約電源の出力が低下又は停止する場合については、容量停止計画の提出は不要であるため、年間停止コマ相当数には計上されません。
11	第3章 権利及び義務	水素・アンモニア混焼に係る混焼率リクワイアメントについて、CI値要件を満たす燃料の取得量を反映して算定する方向性には賛同します。一方で、CI値達成率は、燃料製造、輸送、貯蔵、混合、第三者認証、トレーサビリティ管理等を含むサプライチェーン全体に依存し、発電事業者のみで完全に管理できるものではないと認識しております。燃料供給者、上流事業者、認証機関、輸送・貯蔵事業者等によるCI値の算定誤り、証憑不備、認証遅延又は事後修正・取消し、トレーサビリティ上の不備、輸送・貯蔵段階におけるCI算定方法又は実測値の変更等により、発電事業者が合理的な確認を行って低炭素燃料を調達・使用していたにもかかわらず、事後的にCI値要件の充足を確認できない、又は未達と扱われる事態が生じ得ます。このような第三者起因の事由により、直ちに混焼率未達、経済的ペナルティ、重大違反又は契約解除と扱われる場合、容量収入の予見可能性が損なわれ、プロジェクトファイナンスによる長期資金供給上の制約となります。ついては、CI値達成率の算定方法、認められる証憑、第三者認証・確認の方法、燃料ロット単位又は年間取得量単位での確認方法、輸送・貯蔵・混合時の扱い、証憑提出期限、証憑遅延・不備・事後訂正時の暫定的な取扱いを、応札前に具体的に明確化いただきたいと考えます。また、発電事業者が合理的な確認を行ったにもかかわらず第三者起因でCI値要件の充足を確認できない又は事後的に未達と判明した場合には、一定の治癒期間を設け、代替証憑の提出、燃料の差替え、翌年度以降の追加調達等による是正を認め、当該期間中は直ちに混焼率未達、経済的ペナルティ、重大違反又は契約解除とならないことを明確化いただきたいと考えます。	CI値達成率の算定方法は個別に確認をするため、水素社会推進法の予備審査記載要領等で示した考え方に基づき算定を行い、予備審査依頼書で示してください。また、利用開始後においては、水素社会推進法に基づく計画認定を受けた事業者が法令に基づき報告を行う必要があります。認定を受けた事業者が発電事業者である場合、その発電事業者が報告することになりますので、責任をもってCI値の算定等について対応してください。 また、「第三者起因でCI値要件の充足を確認できない又は事後的に未達と判明した場合」については、個別の事例を確認して判断するため、一律の回答はいたしかねますが、一般論として、約款第29条の不可抗力に該当しない限りは、リクワイアメントを満たすCI値の水素・アンモニアとは認められません。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
不可抗力について			
12	第3章 権利及び義務	第11条第1項⑤について、系統側工事の費用増大の規定に加え、工事の遅延や再接続検討に伴う連系不可等、事業者の予見・制御が不可能な系統側の事由を追加いただけないでしょうか。	約款の当該リクワイアメントの条項における異議申立、若しくは第29条第1項の不可抗力として認められた場合には、経済的ペナルティを適用しない場合があります。 個別の事例を確認して判断するため、事象が発生した際に、個別に本機関へお問合せください。
13	第3章 権利及び義務	第15条について、一般送配電事業者の工事遅延や再接続検討等の系統側の事情により供給力提供開始時期が遅延した場合には、事業者に経済的ペナルティを科したり容量確保契約金額が得られる期間を短縮したりすることなく、当初の契約条件を維持する等の柔軟な救済措置を講じていただけないでしょうか。	
14	第3章 権利及び義務	第29条 不可抗力が生じた場合の特則 「不可抗力」として下記事象も含めていただきたい。 ⑤世界保健機関（WHO）が指定するパンデミックによる「工場の操業停止」「港湾閉鎖」「物流網の寸断」「入国制限による技術者の派遣不能」 ⑥政府による輸出規制・行政命令 ⑦全国規模のストライキ・物流停止	
15	第3章 権利及び義務	第29条に定める不可抗力の発生により、建設工事が遅延し、第13条に定める制度適用期間前のリクワイアメントとしての電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、第15条第1項②に定める容量収入の受領期間の短縮措置を適用除外とし、制度適用期間の全期間にわたり容量収入を得られる旨を明記いただきたい。	
16	第3章 権利及び義務	第24条について、脱炭素化ロードマップの前提条件が事業者の責によらない理由により達成が困難となった場合に、経済的ペナルティなしでの計画見直しやLNGによる燃焼継続を認めていただけないでしょうか。	
17	第3章 権利及び義務	(第11条第2号) 洋上風力の風車設備設置においては、地盤・海流条件を踏まえた詳細設計の段階で、サイトレイアウトに修正を必要とするケースがあります。こうした場合に契約電源容量の縮小(一部の市場退出)を余儀なくされることは応札時点では予見困難である為、本号の不可抗力に該当すると見做されるべきと考えますが、如何でしょうか。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。 事象が発生した際に、個別に本機関へお問合せください。 なお、落札後に契約容量の一部の提供が不可能となることが想定される場合は、応札時点で当該リスクをふまえて応札容量を設定してください。
18	第3章 権利及び義務	第29条 「不可抗力が生じた場合の特則」について CCSにおけるCO ₂ 貯留能力に関連する地下構造については、合理的な範囲で事前調査、解析およびシミュレーションを実施した場合であっても、地下の不均質性や観測上の限界等に起因する地下構造の不確実性により、事業計画において想定した貯留性能を確保できないなど、圧入開始前には予見が困難な事象が生じる可能性があります。 このような場合において、事業者がその時点における最新の知見および一般に合理的と認められる技術水準に基づき、必要な調査、評価等を実施していたにもかかわらず、地下構造の不確実性に起因する予見困難な事象が発生し、当該事象が事業者の責めに帰することができないことを説明・証明できる場合には、LTDA約款における不可抗力の定義である「その他の事業者の予見できない事象」に該当し、個別確認の上で、経済的ペナルティを適用しない事由として取り扱われるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねますが、一般論として、CCSにおけるCO ₂ 貯留において、予見が困難な事象が生じた場合の対応は、本制度の不可抗力として対応するのではなく、CCSにおける輸送貯留の契約にて御対応ください。なお、そうした事情にも考慮し、CO ₂ 貯蔵率は7割まで低下してもペナルティを設けないこととしています。 (本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。)
19	第3章 権利及び義務	不可抗力事由について、第29条に①～④号に該当する事象やその他の事業者の予見できない事象として定義されています。CCSは地下の開発を伴うため、事前に十分な試掘やシミュレーション等を行ったとしても、地下の不確実性に起因する予期せぬ総貯留量の低下などは事象として十分に起こりえるものと考えています。 特に、本邦のCCS事業は黎明期にあり、代替貯留地や第三者が提供する貯留サービスが十分に整備されていないことから、地下の不確実性が顕在化した場合に、新規貯留基地開発等の対応が必要となり、個別事業者が当面の代替手段を確保することは困難です。 したがって、事業者が合理的に必要な事前調査等の技術的に可能な対応を講じており、事業者の責めに帰すべき事由がないにもかかわらず、地下の不確実性に起因して貯留性能が著しく低下し、義務の履行が困難となった場合については、第29条に基づく不可抗力事由として扱うべきと考えます。	個別の事例を確認して判断するため、一律の回答は致しかねます。 事象が発生した際に、個別に本機関へお問合せください。

No.	対象文書	ご意見	回答
20	第3章 権利及び義務	27頁には、不可抗力の例として、大規模な風水害や地震等の天災地変、事後的な法令改正又は規制適用、並びに一般送配電事業者が保有する送電線の故障による出力抑制等が記載されています。一方で、洋上風力発電事業では、容量提供事業者が保有する海底送電ケーブル、洋上変電設備又は構内ケーブル等が、天災、第三者による損傷その他容量提供事業者の責めに帰することができない事情により故障する可能性があります。また、故障後の修理についても、荒天、海象条件又は作業船の安全確保等により、合理的な努力を行っても直ちに実施できない場合があります。このため、このような事情により供給力を提供できない場合についても、個別の事情に応じて不可抗力に該当し、経済的ペナルティを適用しない取扱いとなり得るか、ご教示いただけますでしょうか。	「天災」については約款29条第1項①「大規模な風水害や地震等の天災地変」に該当する場合は不可抗力となり得ますが、「第三者による損傷」については本制度の不可抗力としては認められませんので、民事上の損害賠償請求等によりご対応ください。
21	第3章 権利及び義務	第29条1項において、④一般送配電事業者が保有する送電線故障による出力抑制等はリクワイアメント・ペナルティの対象外とある。令和5年6月21日に公表された総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 第十一次中間とりまとめ（案）等に関するパブリックコメントのNo101の回答として「日射量・風量・水量等の立地条件が悪い案件を排除するため、最低限満たすべき年間設備利用率の達成をリクワイアメントとして求めることとしております。一方で、系統や需給状況等による一般送配電事業者の給電指令に伴う出力制御については、年間設備利用率のリクワイアメントが未達成の場合、アセスメントの審査において確認させて頂き、年間設備利用率の算定で考慮することを想定しており、今後検討して参ります。（ノンファーム電源の場合も同様といたします。） 」とあったが、送電線故障によらない需給並びに系統要因による出力抑制指令についても同④の記載により対象外と整理されているのか。	送電容量制約及び需給バランス制約による出力抑制が発生した場合は、供給力の維持リクワイアメントと年間設備利用率の達成リクワイアメントにおいて、以下のとおり扱う想定です。 ・供給力の維持 需給バランス制約による出力抑制は、発電計画・発電上限の抑制は求められておらず、容量停止計画の対象ではありません。また、ノンファーム電源の送電容量制約による出力抑制コマの扱いについては検討中になります。 ・年間設備利用率 年間発電電力量（送電端）とあわせて出力抑制コマをアセスメント諸元として提出いただき、約款第19条②(2)における年間設備利用率の算定式において、出力抑制コマは年間設備利用率の算定対象（分母と分子の両方）から除外します。
22	第3章 権利及び義務	供給力の維持及び設備利用率リクワイアメントの判定に際し、出力抑制コマは判定対象から控除可能ということであれば、約款上明記頂くことは可能でしょうか。	整理が完了次第、今後公表する業務マニュアルに記載いたします。
23	第3章 権利及び義務	第29条 不可抗力が生じた場合の特則 事業者としては需給バランス等の理由から一般送配電事業者から要求される一定の出力抑制を見込んでいるものの、「年間を通じてリクワイメントを満足しない程の想定を超える出力抑制が生じた場合」についても不可抗力が生じた場合の特則に含まれるという理解でよいか。	
他制度との関係性（洋上風力ゼロプレミアム電源関連）について			
24	第3章 権利及び義務	29条1項にて「以下の各号のいずれかに該当する事象や、その他の事業者の予見できない事象（以下「不可抗力」という。）が生じたことにより、合理的な努力をしたにもかかわらず、リクワイアメントを達成できない、又は、リクワイアメントを達成できなくなる事が明らかとなった場合、容量提供事業者は遅滞なく本機関に連絡するものとし、本機関は当該容量提供事業者の状況を個別に確認した上で、例外的に経済的ペナルティを適用しない場合があります。」と規定されている。 一方、洋上風力の第2ラウンド・第3ラウンドの公募占用指針では「当該区域の迅速性評価の評価基準に照らして、迅速性の評価点が下がってしまう日までに海洋再生可能エネルギー発電設備が運転開始（※）をしなかったこと（ただし、激甚災害による直接の被害、武力行使による直接の被害その他当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合は除く。） ※運転開始：市場取引等により再生可能エネルギー電気の供給を開始すること 」が保証金の没収事由として規定されている。 容量確保契約約款の「不可抗力」と「当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合」は必ず同解釈されるという理解でよいかご教示いただきたい。 （例えば不可抗力が生じ運転開始時期が遅延する場合に、長期脱炭素電源オークションのリクワイアメント未達事由からは免除されるものの、公募占用指針の保証金没収事由には該当する、もしくはその逆、というケースがあり得るか否か）	本オークションと海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（以下「海洋再エネ整備法」という。）に基づく洋上風力発電事業における第2ラウンド及び第3ラウンドでは運営主体が異なることから、「不可抗力」と「当事者のコントロール又は回避が可能ではない事象が生じた場合」は必ずしも同解釈されるとは限りません。 本オークションにおいては、事業者に帰責性のない事由により供給力提供開始時期の遵守のリクワイアメントが未達成となる場合は、当該事由を異議申立として提出していただくことで経済的ペナルティを科さない場合があります。
25	第3章 権利及び義務	海洋再エネ整備法に基づく洋上風力案件が本オークション落札後、運転開始日の遅延や事業の中止等により、①公募占用指針に基づく保証金没収等のペナルティと、②本オークションのリクワイアメントアセスメントペナルティが発生する場合、いずれかが優先して適用されるのか、または双方が適用されるのかを明確にいただきたい。	海洋再エネ整備法に基づく洋上風力案件が本オークション落札後、運転開始日の遅延や事業の中止等により、①公募占用指針に基づく保証金没収等のペナルティと、②本オークションのリクワイアメントアセスメントペナルティが発生する場合は双方が適用されます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
物価・金利変動等の補正方法について			
26	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	約定価格に対する物価・金利変動等の補正方法として「応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法」を選択する場合、可変費に含まれる水素・アンモニアの燃料費について、燃料の調達国は海外であるものの、製造プロジェクトの開発およびオフテイクがいずれも円貨建てで実施されるケースにおいては、「米ドル為替レートの変化率」に基づいて補正を行うと、実際の取引金額との間に乖離が生じるおそれがある。このため、当該ケースについては、「調達国の消費者物価指数の変化率」は補正項目として維持しつつ、「米ドル為替レートの変化率」については補正項目から除外することが適当であると思われる。 また、既にFID済みの製造プロジェクトで、供給価格がドル建てで固定される契約条件となっているようなケースでは、製造国の物価変動の影響を受けないため、「調達国の消費者物価指数の変化率」による補正は不要と考えられる。一方で、為替変動は事業収支に直接的な影響を与える重要な要素であることから、「米ドル為替レートの変化率」については適切に反映されるべきである。 以上のようなケースを踏まえ、上流プロジェクトやオフテイク契約の実態に即した適切な補正が可能となるよう、「調達国の消費者物価指数の変化率」および「米ドル為替レートの変化率」といった物価・金利変動等の補正項目を、応札事業者が個別に選択・適用できるような柔軟な制度設計についてご検討いただきたい。	ご指摘を踏まえ、水素・アンモニアの可変費補正において、「調達国の消費者物価指数」及び「米ドル為替レート」による自動補正は、それぞれ、自動補正の適用を選択制とします。 また、CCSの可変費補正においても、「米国生産者物価指数」、「貯留対象国の企業物価指数」及び「米ドル為替レート」について、同様に選択制とします。 ただし、自動補正式では、「調達国の消費者物価指数」は、「供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数/応札年度前年の調達国の消費者物価指数」や、「調達国の消費者物価指数の変化率」といった形で複数回出てきますが、原則として全体に対して適用か非適用かを一括選択することとします。他の指数やレートについても、同様とします。例外として、水素・アンモニアの製造・輸送費のうちのCAPEX及びCCSの輸送・貯留費用のうちのCAPEX部分については、契約内容との整合性を図る観点から、全体での選択状況に関わらず、自動補正の非適用を選択することを可能とします。 なお、上記の自動補正適用の選択制については、過去の既落札案件に対しても遡及して適用することとします。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）
27	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	約款p.35を参照するに、長期脱炭素電源オークションにおいて、水素・アンモニア燃料費はガス価格指標、為替、CPIの3つの指標にて補正が可能と理解しておりますが、これらはそれぞれ独立して補正要否を選択できる理解でよろしいでしょうか？例えば、グリーンアンモニアにおいてCAPEX、OPEXの価格補正を行うことを選択した場合、為替調整は行うがCPI調整は行わない、といった補正方法を選択することは可能でしょうか？ もしそうでない場合は、補正要否を各指標で独立して選択できる運用をご検討いただきたいです。選択肢を多様化することで、事業者側のリスク軽減につながり、燃料費・応札価格の低下に貢献できると考えております。	
28	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	別紙1(1)※1について確認です。 2025年度版では、「建設工事費デフレーターによる補正は制度適用期間開始年度の1回のみ」と明記されていましたが、2026年度変更案では当該記載が削除されています。 一方、別紙1冒頭には「制度適用期間の年度ごとの期首に毎年補正」と記載されているため、2026年度案では建設工事費デフレーターについても制度適用期間中毎年度補正されるものと解釈される可能性があります。 仮に、建設工事費デフレーターが制度適用期間中毎年度補正される場合、20～40年という長期間にわたり、掘削・切削等を含む関連設備の資本費（CAPEX）が物価変動の影響を継続的に反映できることとなります。 一方で、燃料費補正については、グリーン水素・アンモニアの場合、電力費等の主要コストについて一定の固定的な前提で入札価格を算定する必要がある一方、ブルー水素・アンモニアについては天然ガス等の原料価格変動を補正する仕組みとなっています。 このように、CAPEXについて長期間の物価補正を認める一方、燃料コストの変動リスクについては技術ごとに異なる取り扱いとする場合、グリーン水素・アンモニアとブルー水素・アンモニアの間で、長期的なコストリスクの負担方法に不整合が生じる可能性があります。 建設工事費デフレーターによる補正頻度およびCAPEX補正の対象範囲について、制度趣旨ならびに低炭素水素等の技術間の公平な競争環境の観点から、明確化を検討いただきたい。	今回の改定で削除した別紙 1 (1)※1「建設工事費デフレーターによる補正は制度適用期間開始年度の1回のみ」は、「供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター / 応札年度前年度の建設工事費デフレーター」から算出される補正値を、制度適用期間にわたって毎年同じ値を用いて補正することを意図しておりました。しかし、当該補正値は対象実需給年度に依らず一定であり、制度適用期間開始年度の1回のみ補正するよう誤認する可能性もあったため、削除しました。 そのため、今回の改定は記載の明確化であり、補正方法を変更するものではございません。 また、水素・アンモニアの燃料費におけるCAPEXは、可変費の一部であり、別紙 1 (1)の資本費には含まれず、約款別紙1の表1に基づき補正されます。なお、燃料費におけるCAPEXも対象実需給年度に依らず一定の値で補正されます。
29	別紙1 物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法	補正方法について、グリーン水素・アンモニアにおける電力費についてはエスカレ補正対象外とされる一方、ブルー水素における天然ガス等の燃料費についてはエスカレ補正対象とされています。 しかし、グリーン水素・アンモニアの製造に必要な再生可能エネルギー由来の電気代は、必ずしも制度適用期間を通じて固定されるものではありません。長期PPAに基づき電力を調達する場合であっても、PPA価格のプライスレビュー等を通じた改定・更新、送配電料金、系統利用料金、発電設備の運転維持費、人件費、保険料、土地利用料および租税公課等を通じて、調達国における物価変動の影響を受ける可能性があります。また、自営の再生可能エネルギー発電設備から電力を調達する場合にも、設備の維持管理、部品交換、大規模修繕および設備更新等に係る費用は、長期にわたり同様に物価変動の影響を受けます。 グリーン・ブルーの当該補正対象可否の区分および差異について、再検討・確認をお願いいたします。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。（本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）

No.	対象文書	ご意見	回答
事後的な費用増加について			
30	別紙2 事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法	【意見】 革新軽水炉の建て替え案件を対象とした、事業者に帰責性がない費用増加した場合の制度措置の検討 事業者に帰責性がない費用増加*が発生した場合に発動される制度的対応における適用上限（当初見積もりの1.5倍まで）については、事業リスクの予見性向上の観点から、今後の実態コストの動向も踏まえ、必要に応じた見直しを検討していただきたい。 *法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、事業者にとって他律的に発生する費用であり、発電事業者があらかじめ見積もることが困難であった費用 【理由】 ・本制度的対応の対象は「事業者に帰責性がない他律的な費用」に限定されており、かつ事業者が増加分の1割を自己負担するため、需要家負担を抑制するモラルハザード対策としては機能を果たしていると考える。一方で、革新軽水炉のように長期かつ巨額の投資を要する案件では、事後的な費用増加が1.5倍という一律の上限を超過する可能性も否定できない。需要家負担の抑制と、確実な電源投資（安定供給の確保）を両立させるため、実際のプロジェクトの進捗や実態コストの動向を踏まえつつ、上限設定のあり方について継続的な検討をお願いしたい。	頂いたご意見は今後の制度検討の参考とさせていただきます。 （本件は、資源エネルギー庁に確認した結果を踏まえて回答しております。）